

# ピックアップ 市政情報

代表電話番号は、14ページに記載してあります。

行い、時代に適合した使用料体系を確保することとしており、平成23年4月が改定時期となるため、平成22年度、前回統一した施設の使用料見直しの検討を行いました。

## 調査の主な項目

- ①対象年度  
平成19年度～21年度
- ②調査項目
  - ・施設の利用件数、利用者数
  - ・施設の維持管理経費
  - ・施設の使用料収入の推移

## 調査結果と今後の方針

公共施設の使用料と減免基準を見直し、広く施設利用者から使用料を負担していたのだいたの結果、受益と負担の明確化が図られました。

**公共施設使用料等の統一の経過**  
体育施設(体育館、運動場等)、集会場機能を持った施設(住民センター等)、文化ホール施設などの公共施設の使用料については、平成20年4月1日に現在の使用料体系に統一しました。また、使用料の減免についても、使用料と併せて基準の統一を図りました。

## 使用料見直し検討の目的

統一後の使用料については、おおむね3年ごとに見直しを

今後の利用者数、維持管理費等の推移や社会経済情勢を見極めながら、時代に適合した使用料体系の検討を定期的に行っていく必要があります。

使用料の減免基準についても、地域コミュニティの継続的な支援や児童・生徒の教育およびスポーツの振興等の観点から、現状を維持すべきとの結論になりました。なお、今後も公平性、明確性について継続して検討していきます。

## 問い合わせ：

人事行政課行政係

☎(55)5084

## 環境保全型農業

## 直接支援対策を開始します

今年度から、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に取り組み農業者に対して直接支援を行います。

## 支援対象者

- ・エコファーマー認定を受けていること
- ・農業環境規範に基づく点検を行っていること

## 支援の対象となる取り組み

- ・化学肥料、化学合成農薬の

5割低減とカバークロープの作付けを組み合わせた取り組み

・化学肥料、化学合成農薬の5割低減とリビングマルチまたは早生栽培を組み合わせた取り組み

・化学肥料、化学合成農薬の5割低減と冬期湛水管理を組み合わせた取り組み

・有機農業(化学肥料、農薬を使用しない)の取り組み

## 支援の水準(支援単価)

国 4,000円/10a

地方 4,000円/10a

## 必要書類

実施計画書(兼確認依頼書)

交付申請書

## 問い合わせ・申請先：

農林課農地管理係

☎(55)5118

## 下水道への早期接続をお願いします

## 下水道普及率

市全体の住民基本台帳人口のうち、下水道工事が終わりの下水道を利用できる人口の割合です。今年3月末の普及率は、31.1%です。1年間で134人増え、0.6%増加

## 下水道水洗化率

下水道が利用できる人口のうち、実際に汚水を下水道で処理している人口の割合です。今年3月末の水洗化率は、次表のとおりです。市全体で60.5%となっています。

平成22年度末 下水道水洗化率

	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用区域 人口A	水洗化 人口B	水洗化率 B/A
二本松	708.0	383.42	12,574	7,757	61.7%
安達	211.0	153.61	4,241	2,764	65.2%
岳特環	35.0	34.00	465	134	28.8%
岩代特環	77.0	75.49	1,540	729	47.3%
合計	1,031.0	646.52	18,820	11,384	60.5%

※普及率(供用区域人口÷市人口)18,820÷60,587=31.1%

下水道への接続工事は、各家庭の負担となりますが、美しい自然環境を保つためにも、まだ接続されていない方は、速やかに(遅くとも供用から3年以内)下水道を利用されるようお願いいたします。

## 問い合わせ：

下水道課下水道管理係

☎(55)5138

情報公開制度・個人情報保護  
制度の運用状況について

情報公開制度運用状況

二本松市公文書公開条例第35条の規定に基づき、平成22年度の運用状況を次のとおり公表します。

- ・ 開示請求件数 4件
- （請求者別内訳：市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者 4件）
- ・ 開示件数 3件
- ・ 任意開示申出件数 5件
- （請求者別内訳：請求権者以外の者 4件）
- ・ 任意開示件数 3件

個人情報保護制度運用状況

二本松市個人情報保護条例第52条の規定に基づき、平成22年度の運用状況を次のとおり公表します。

- ・ 開示請求件数 0件
- ・ 訂正請求件数 0件
- ・ 利用停止請求件数 0件
- ・ 簡易開示件数 18件

◎問い合わせ：

人事行政課行政係

☎(55)5084

## 人が輝き、地域が輝く「美しい豊かな二本松」

### 「市民との協働による地域づくり支援補助制度」

この制度は、住民自治意識の醸成や市民との協働によるまちづくりの観点から、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討、決定を行い、市民相互の支え合いと活力のある地域社会を創造することを目的としています。

今年度は「市民の安全・安心と防災のまちづくり」につながる事業を重点として、市民の皆様の豊富なノウハウを生かした【地域づくり】のアイデアをご提案ください。

### ★ 補助対象事業の募集を開始します ★

#### 補助対象となる団体

- (1) 行政区等の自治組織やその連合体
- (2) 市民主体の地域づくり団体
- (3) 市民主体の特定非営利活動法人

#### 補助限度額

1事業あたりおおむね100万円以内  
(要望が多数の場合は、地区内で調整して決定されます。)

#### 応募方法

事業を実施したい団体は、

- ・ 各住民センター
- ・ 各支所地域振興課へ

「市民との協働による地域づくり支援事業計画書」を提出してください。  
(様式があります。)

※その後、各地域の事業選定委員会で審査を行い事業の選定を行います。

#### 応募締切

**6月30日(木)**

までに、ご提出ください。

#### 補助対象となる事業(参考例)

区 分	概 要
安全・安心と防災のまちづくり事業	防災訓練の実施、防災マップ作成、交通安全設備の設置など、安全・安心のまちづくりにつながる事業
社会福祉事業	安否確認などを含めた独居老人宅の訪問活動など、地域の社会福祉につながる事業
生活環境保全事業	公共施設や道路、河川等の清掃、植栽・植樹、側溝整備など、住みよいまちづくりにつながる事業 ※認定市道の補修等は対象外
地域の拠点づくり事業	子どもやお年寄りなどが気軽に集まり交流を図ることができる、または地域づくりに携わる人々がその活動にあたり拠点として利用することができるような空き家や空き店舗などを活用した居場所づくりを行う事業
交流推進事業	もてなし観光を推進する研修会、交流人口増加に向けた景観づくり、誘客宣伝に関するもの、地域や本市の特色を活かしたイベント等を実施する事業
自然保護活動事業	動植物保護のための環境整備や勉強会等、環境に配慮したまちづくりにつながる事業
健康増進事業	健康教室やウォーキング大会の実施、体育イベント、介護予防活動など、市民の健康増進につながる事業
地域の歴史・文化の保存継承事業	史跡等の環境整備や歴史めぐりツアー、祭りの開催など、地域の歴史・文化の保存継承につながる事業

◎問い合わせ…企画財政課企画調整係 ☎(55)5090または各支所地域振興課、各住民センター